

【参考 2】投票所入場整理券

現住者用宛名用紙

(5区・6区共通)

(表)

0000002 01/02 A1AA0000001#

この用紙は宛名紙です。

「投票所入場整理券」ではありません。

※裏面にも、投票についての大切なお知らせ
がありますので、お読みください。

様

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
投票日10月27日
投票時間 午前7時～午後8時

100000 A1AA0000001#
|||||

(裏)

衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表）/最高裁判所裁判官国民審査
《投票日》令和6年10月27日（日） 《投票時間》午前7時～午後8時

お知らせ

●このお知らせは、世帯ごとに送付しています。
●投票所には、ご自分の「投票所入場整理券」をお持ちください。
●「投票所入場整理券」が届いても、投票される日に選挙権がない方は投票
できません。
●10月27日（日）は「投票所入場整理券」の表面の投票所以外では投票で
きませんので、ご注意ください。
●「投票所入場整理券」を紛失した場合でも投票できますので、投票所係員
にお申し出ください。

選挙公報・審査公報

選挙公報・審査公報を各戸の郵便受け等に配布します。
※10月22日（火）以降、区の施設（区役所、総合支所、出張所、まちづくり
センター、区民センター、図書館等）にも備え置きます。
※東京都選挙管理委員会のホームページ（<https://rs.huginsan.metro.tokyo.lg.jp>）
にも掲載されます。

お願い

投票所へのお車での来場はご遠慮ください。
また、ペットを連れての来場もご遠慮ください。
※補助犬は入場することができます。

お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、投票用紙記入補助員、虫めがね、老眼鏡、文
鎮、コミュニケーションボード等を用意していますので、投票所係員にお申し出
ください。
また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

代理投票

疾病などによりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出によ
り投票所係員が代筆します（選挙権などが代筆することはできません）。
なお、投票の秘密は厳く守られます。

世田谷区選挙管理委員会

〒154-8788（選挙期間専用） 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045
（選挙に関する情報は、世田谷区ホームページからもご覧いただけます）
世田谷区ホームページ<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

現住者用投票所入場整理券（5区）（表）

※（表）（裏）とも赤を基調として作成。

投票所入場整理券

衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表）
最高裁判所裁判官国民審査
令和6年10月27日（日）午前7時～午後8時

5区

投票区 投票日当日のあなたの投票所（他の場所では投票できません）
001 池尻区民集会所（池尻まちづくりセンター）第1会議室
池尻3-27-21

1 投票所 池尻区民集会所（池尻まちづくりセンター）第1会議室
所在地 池尻3-27-21

0000001 02/02 A1AA0000001

※裏面をお読みください。

受付の際、ご本人であるか、また、整理券がご本人のもので間違いのないか確認するため、お名前をお呼びしています。お名前を呼ばれたくない方は、右枠に ☒ を入れてください。

（裏）

お知らせ
世田谷区は衆議院議員選挙の小選挙区が2つに分かれています。
あなたの小選挙区は東京都第5区です。

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入
投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、右の①枠内にご本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※小選挙区によって期日前投票の受付場所が異なります。
受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内」をご覧ください。

世田谷区外で投票する方法（不在者投票）
②郵送による請求 ①②両方記入
右の①②枠内にご本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXでは請求できません）。
③オンライン（マイナポータルのびたりサービス）による請求
区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。
※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めをお願いします。

世田谷区選挙管理委員会
〒154-8788（選挙期間専用） 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

＜投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません＞

期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）
私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。
（事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体障害・出産・転出・悪天候など）

10月 日
氏名 生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日
住所 世田谷区 丁目 番 号
（名簿登録地）（アパート等の名称・部屋番号）
投票用紙等の希望送付先（方書きやアパート名・部屋番号等も正確にご記入ください。）
〒 都道府県 区市町村
自宅（ ） 携帯（ ）
※必ず電話番号も記入してください。

事務処理欄

受付場所	選挙区（名簿対照）	確認欄
	5区	小 比 最

現住者用投票所入場整理券（6区）（表）

※（表）は青、（裏）は赤を基調として作成。

投票所入場整理券

衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表）
最高裁判所裁判官国民審査
令和6年10月27日（日）午前7時～午後8時

6区

投票区 投票日当日のあなたの投票所（他の場所では投票できません）
007 三軒茶屋小学校（多目的室）
三軒茶屋2-42-1

7 投票所 三軒茶屋小学校（多目的室）
所在地 三軒茶屋2-42-1

0000001 02/02 A1AA0000001

※裏面をお読みください。

受付の際、ご本人であるか、また、整理券がご本人のもので間違いのないか確認するため、お名前をお呼びしています。お名前を呼ばれたくない方は、右枠に ☒ を入れてください。

（裏）

お知らせ
世田谷区は衆議院議員選挙の小選挙区が2つに分かれています。
あなたの小選挙区は東京都第6区です。

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入
投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、右の①枠内にご本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※小選挙区によって期日前投票の受付場所が異なります。
受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内」をご覧ください。

世田谷区外で投票する方法（不在者投票）
②郵送による請求 ①②両方記入
右の①②枠内にご本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXでは請求できません）。
③オンライン（マイナポータルのびたりサービス）による請求
区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。
※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めをお願いします。

世田谷区選挙管理委員会
〒154-8788（選挙期間専用） 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

＜投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません＞

期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）
私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。
（事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体障害・出産・転出・悪天候など）

10月 日
氏名 生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日
住所 世田谷区 丁目 番 号
（名簿登録地）（アパート等の名称・部屋番号）
投票用紙等の希望送付先（方書きやアパート名・部屋番号等も正確にご記入ください。）
〒 都道府県 区市町村
自宅（ ） 携帯（ ）
※必ず電話番号も記入してください。

事務処理欄

受付場所	選挙区（名簿対照）	確認欄
	6区	小 比 最

転出者用宛名用紙
(5 区 ・ 6 区 共通)

(表)

0000002 01/02 A1AA0000001#

この用紙は宛名紙です。

【投票所入場整理券】ではありません。

※裏面にも、投票についての大切なお知らせ
がありますので、お読みください。

様

100000 A1AA0000001#
|||||

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
投票日10月27日
投票時間 午前7時～午後8時

(裏)

衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表）/最高裁判所裁判官国民審査
《投票日》令和6年10月27日（日） 《投票時間》午前7時～午後8時

お知らせ

●このお知らせは、世田谷区から他の区市町村へ転出された方に送付しています。
●このお知らせが届いた方は世田谷区で投票することになります。
●このお知らせが届いても、新住所（現在お住まいの区市町村）で選挙人名簿に登録された方は、新住所での投票となります（選挙人名簿の登録の有無は、新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください）。
※選挙人名簿の登録には、基準となる日において住民票を作成した日（転入届出日）から3か月以上住民登録があることが必要です。
●【投票所入場整理券】が届いても、投票される日に選挙権がない方は投票できません。

お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、投票用紙記入補助員、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード等を用意していますので、投票所係員にお申し出ください。
また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

代理投票

疾病などにより自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します（※秘密がとけず代筆することはできません）。
なお、投票の秘密は堅く守られます。

選挙公報・審査公報

東京都選挙管理委員会のホームページ(<https://r6shuginsen.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。

お願い

投票所へのお車での来場はご遠慮ください。
また、ペットを連れての来場もご遠慮ください。
※補助犬は入場することができます。

世田谷区選挙管理委員会

〒154-8788[選挙期間専用] 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045
(選挙に関する情報は、世田谷区ホームページからもご覧いただけます)
世田谷区ホームページ<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

※（表）は青、（裏）は赤を基調として作成。

(裏)

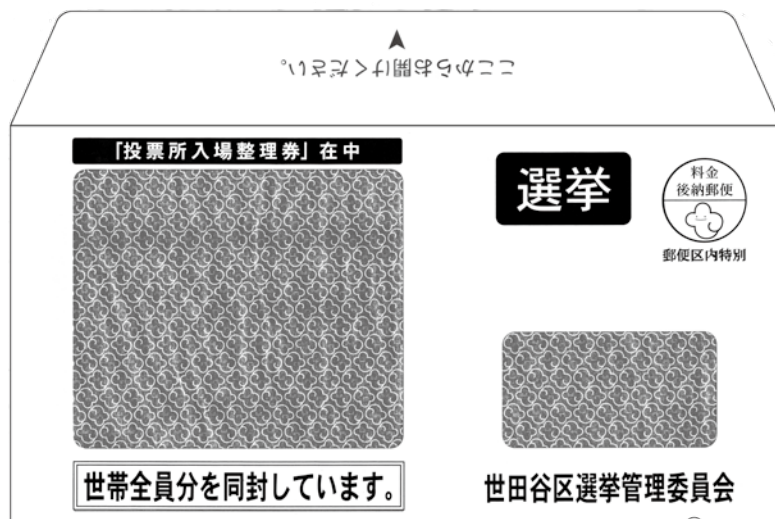
※（表）（裏）とも赤を基調として作成。

(裏)

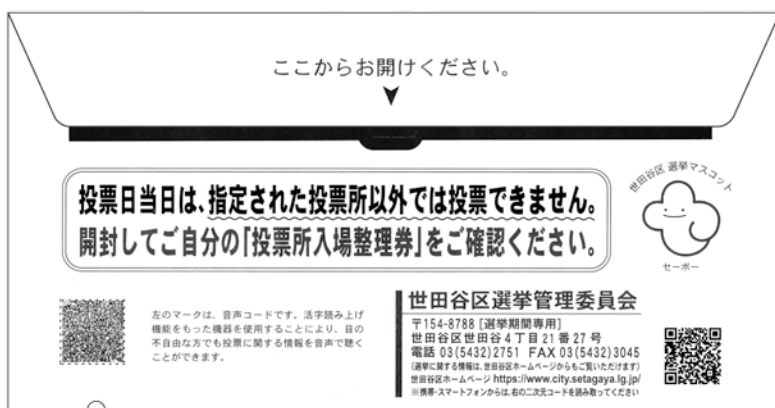
— 107 —

現住者用封筒（５区・６区共通）（表）

※（表）（裏）とも茶を基調として作成。

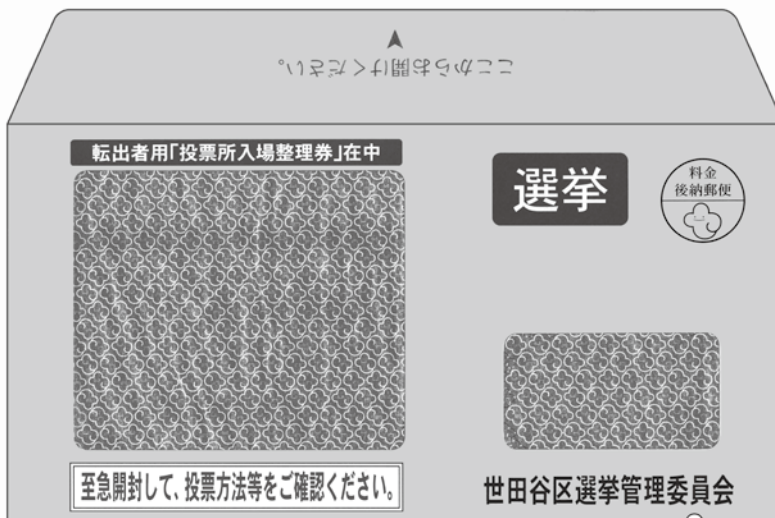


（裏）

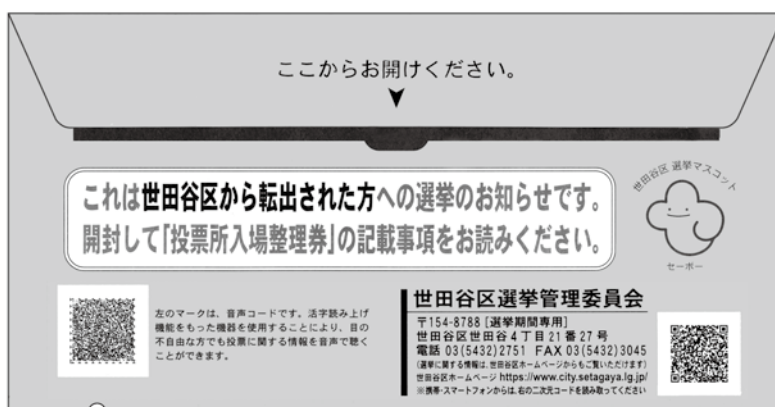


転出者用封筒（５区・６区共通）（表）

※（表）（裏）とも茶を基調として作成。



（裏）



整理券再交付・予備用（５区）

（表）

※（表）は青、（裏）は赤を基調として作成。

投票所入場整理券

衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表）
最高裁判所裁判官国民審査
令和6年10月27日（日）午前7時～午後8時

5 様 区

投票区 投票日当日のあなたの投票所（他の場所では投票できません）
0 0 1 池尻区民集会所（池尻まちづくりセンター）第1会議室
池尻3-27-21

1 投票所 池尻区民集会所（池尻まちづくりセンター）第1会議室
所在地 池尻3-27-21

0000001 02/02 A1AA0000001

選挙 投票区 簿冊 頁 行
5 0 0 1

※裏面をお読みください。

（裏）

お知らせ
世田谷区は衆議院議員選挙の小選挙区が2つに分かれています。
あなたの小選挙区は東京都第5区です。

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入
投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることが出来ます。投票の際は、右の①枠内に本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※小選挙区によって期日前投票の受付場所が異なります。
受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内」をご覧ください。

世田谷区外で投票する方法（不在者投票）
②郵送による請求 ①②両方記入
右の①②枠内に本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXでは請求できません）。
③オンライン（マイナポータルのびたりサービス）による請求
区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。
※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めをお願いします。

世田谷区選挙管理委員会
〒154-8788（選挙期間専用） 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

＜投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません＞

期日前（不在者）投票宣言書（兼請求書）
私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣言書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。
（事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体障害・出産・転出・悪天候など）

10 月 日
氏 名 生 年 月 日 明・大・昭・平・西暦
住 所 世田谷区 丁目 番 号
（名簿登録地）（アパート等の名称・部屋番号）

投票用紙等の希望送付先（方書きやアパート名・部屋番号等も正確にご記入ください。）
〒 都道府県 区市町村
自宅（ ） 携帯（ ）
※必ず電話番号も記入してください。

事務処理欄
受付場所 選挙区（名簿対照） 確認欄
5区 小 比 最

整理券再交付・予備用（６区）

（表）

※（表）（裏）とも赤を基調として作成。

投票所入場整理券

衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表）
最高裁判所裁判官国民審査
令和6年10月27日（日）午前7時～午後8時

6 様 区

投票区 投票日当日のあなたの投票所（他の場所では投票できません）
0 0 7 三軒茶屋小学校（多目的室）
三軒茶屋2-42-1

7 投票所 三軒茶屋小学校（多目的室）
所在地 三軒茶屋2-42-1

0000001 02/02 A1AA0000001

選挙 投票区 簿冊 頁 行
5 0 0 1

※裏面をお読みください。

（裏）

お知らせ
世田谷区は衆議院議員選挙の小選挙区が2つに分かれています。
あなたの小選挙区は東京都第6区です。

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入
投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることが出来ます。投票の際は、右の①枠内に本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※小選挙区によって期日前投票の受付場所が異なります。
受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内」をご覧ください。

世田谷区外で投票する方法（不在者投票）
②郵送による請求 ①②両方記入
右の①②枠内に本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXでは請求できません）。
③オンライン（マイナポータルのびたりサービス）による請求
区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。
※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めをお願いします。

世田谷区選挙管理委員会
〒154-8788（選挙期間専用） 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

＜投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません＞

期日前（不在者）投票宣言書（兼請求書）
私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣言書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。
（事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体障害・出産・転出・悪天候など）

10 月 日
氏 名 生 年 月 日 明・大・昭・平・西暦
住 所 世田谷区 丁目 番 号
（名簿登録地）（アパート等の名称・部屋番号）

投票用紙等の希望送付先（方書きやアパート名・部屋番号等も正確にご記入ください。）
〒 都道府県 区市町村
自宅（ ） 携帯（ ）
※必ず電話番号も記入してください。

事務処理欄
受付場所 選挙区（名簿対照） 確認欄
6区 小 比 最